

令和 8 年度

固定資産税（償却資産）

申告の手引き

提出期限 令和 8 年 2 月 2 日（月）

～申告の際のお願い～

- ・ 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の該当箇所に☑を入れてください。
- ・ 郵送で申告される方で、控えの返送をご希望の場合は、控用の申告書と切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- ・ 箱根町ホームページから、申告書・申請書様式をダウンロードできます。
→ [箱根町 申請書ダウンロード](#) [検索](#)
- ・ 申告書ご提出の前には、23 ページも併せてご利用ください
- ・ 申告はインターネットでも簡単にできます。詳細は 10 ページをご覧ください。

《 目 次 》

1	償却資産とは.....	2
2	申告対象となる主な償却資産（業種別）.....	4
3	償却資産の申告について.....	7
4	申告の方法について.....	9
5	個人番号・法人番号の記入について.....	10
6	税額等の算出方法について.....	11
7	非課税・課税標準の特例・減免等.....	13
8	国税の取り扱いとの主な違い.....	15
9	一般方式による申告書等の記入方法.....	15
10	申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合.....	22
11	所得税又は法人税に関する書類についての閲覧.....	22
12	申告内容の確認調査について.....	22
13	過年度への遡求等について.....	22

箱根町

1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含みます)をいいます(地方税法第341条第4号<固定資産税に関する用語の意義>)。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日(賦課期日)現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

(1) 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構築物	舗装路面、庭園、門、塀、緑化施設等の外構工事、井戸、看板(広告塔等)、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等 ※3ページ「償却資産と家屋の区分」をご参照ください。
2 機械及び装置		各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む。)等
3 船舶		ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具		大型特殊自動車(分類番号が「0,00から09及び000から099」、「9,90から99及び900から999」の車両)等
6 工具、器具及び備品		パソコン、陳列ケース、看板(ネオンサイン)、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、POSシステム、自動販売機等

(2) 償却資産と家屋の区分

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備(家屋と一体となって家屋の効用を高める設備)が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。詳しくは、3ページ<償却資産と家屋の区分表>をご覧ください。

家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人(テナント)等*が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。当該設備は、賃借人(テナント)等の方が償却資産としてご申告ください。

※「賃借人(テナント)等」とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

<償却資産と家屋の区分表>

※以下の表は、主な設備等の例示です。

設備等 の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家 屋	償却 資産	家 屋	償却 資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○			◎
	監視カメラ(ITV)	受像機(テレビ)、カメラ		◎		◎
	設備	配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
	盜難非常通報装置	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
空調設備	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
	空調設備	ルームエアコン(壁掛け式等)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○			◎
	駐車場設備	機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等		◎		◎
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
		洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎

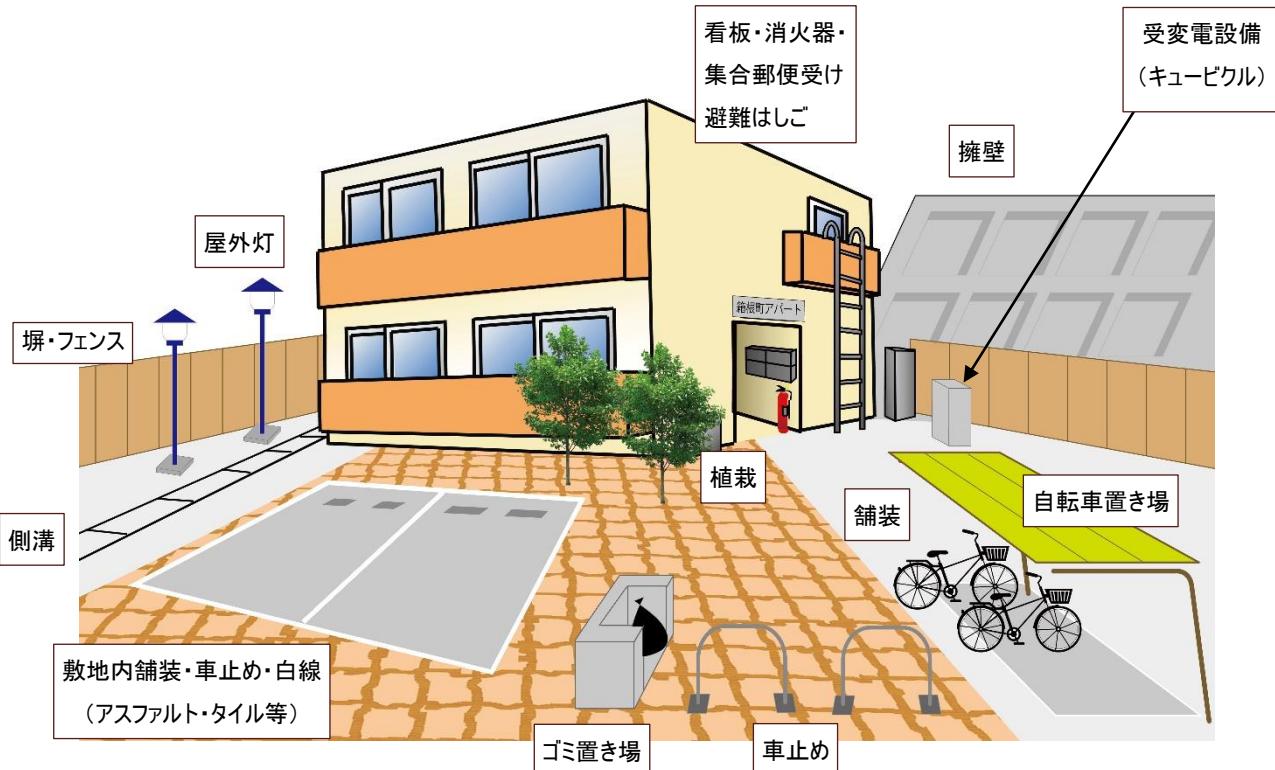
※自治体によって取扱いが異なる場合があります。一般的な施工状況のものを想定し作成しています。

2 申告対象となる主な償却資産（業種別）

(1) アパート、寄宿舎、駐車場などを所有されている方へ

個人で賃貸用のアパート・ビル・駐車場等を所有されている方は、土地・家屋の固定資産税とは別に、償却資産に固定資産税がかかります。

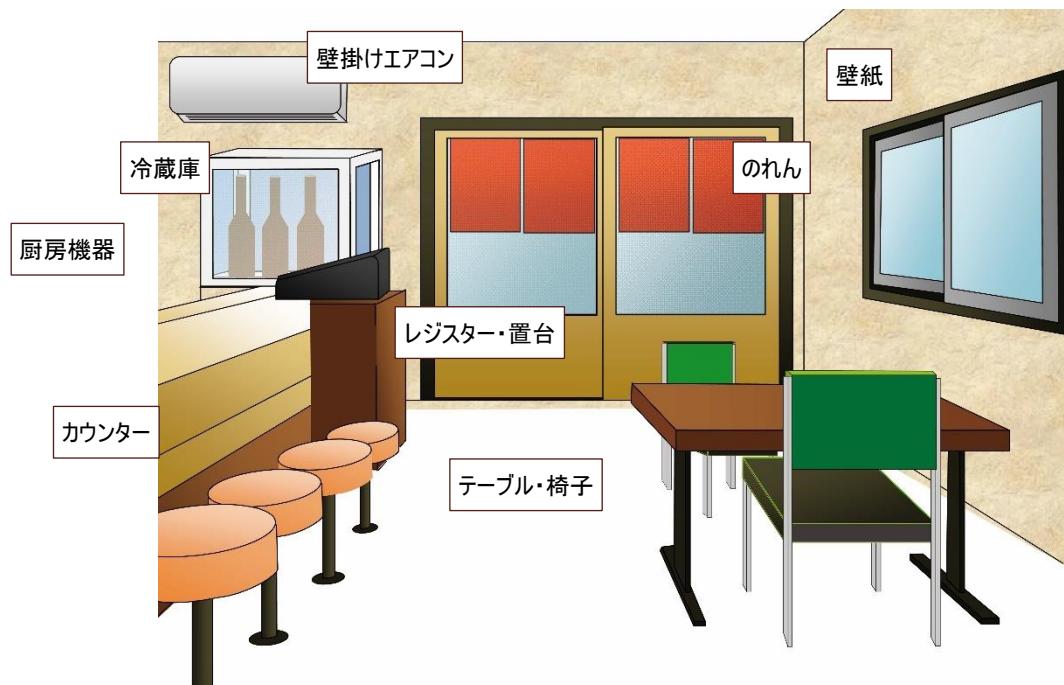
次のような資産が償却資産の対象となります。



資産の種類	アパート、寄宿舎、駐車場等で見落としがちな償却資産の例
構築物	外構工事(敷地内舗装、門、塀、側溝、植栽、フェンス、屋外灯)、看板、ゴミ置き場等
建物付属設備 機械・装置	受変電設備(キュービクル)、電力引き込み設備、屋外給排水設備、屋外ガス設備、太陽光発電設備等
工具・器具・備品	ルームエアコン(壁掛け式等)、郵便受け、宅配ボックス等

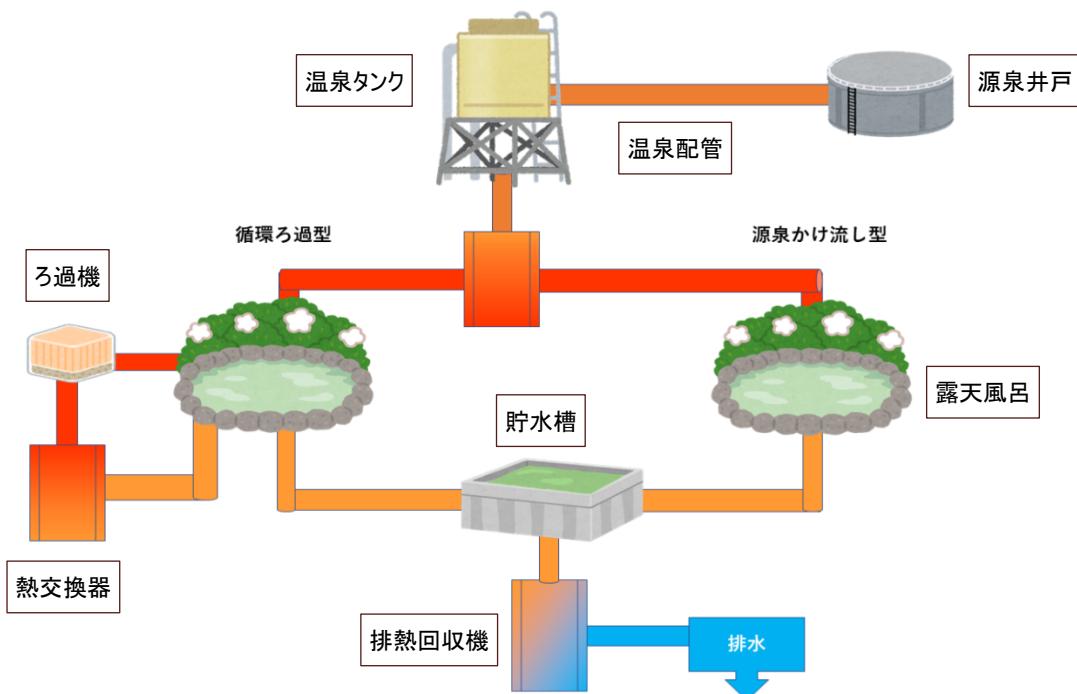
(2) 店舗を所有されている方へ(テナントが取り付けた場合)

飲食店の店舗内では、次のような資産が償却資産の対象となります。



(3) 温泉設備を所有されている方へ(ホテル・旅館・民宿等を営む方)

温泉設備は、次のような資産が償却資産の対象となります。



資産の種類	店舗で見落としがちな償却資産の例	温泉設備で見落としがちな償却資産の例
構築物 (建物附属設備)	内装・造作一式(天井、床、壁)、看板、厨房機器等	井戸、温泉配管、温泉タンク、貯水槽、露天風呂等
機械・装置		熱交換器、ろ過機、排熱回収機等

(4) 業種別の主な償却資産

償却資産の対象となる主な資産の例示です。

業種	資産の名称
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等、 LAN設備 、看板(広告塔、袖看板、ネオンサイン)、井戸及び関連設備等
ホテル・旅館業・入浴施設	客室設備(ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備、庭園(植栽)、露天風呂、四阿、パーゴラ、独立キャノピー、カラオケセット、照明設備、接客用備品、受変電設備、自家発電装置、温泉循環施設、温泉用配管施設等
料理・飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等の土木建設車両(軽自動車税の課税対象となるべきものを除く)、大型特殊自動車等
小売業	陳列棚、陳列ケース(冷凍機又は冷蔵機付のものも含む)等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医(歯)業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)、自家発電装置、受変電設備等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
駐車場業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、舗装路面等
ガソリン給油所	洗車機、ガソリン計量器、 独立キャノピー 、防壁、 地下タンク 、照明設備、コンプレッサー、充電器等
娯楽業	ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、パチンコ器、同取付台(島工事)等
売電業	太陽光発電設備、フェンス等
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等

※税務会計上は家屋と一括していても、固定資産税の家屋に含められない建築設備や外構工事は、償却資産の申告対象となります(3ページ<償却資産と家屋の区分表>もご覧ください)。

3 債却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和8年1月1日現在、**償却資産を所有されている方**です。なお、次の方も申告が必要です。

- ア 債却資産を他に賃貸している方
- イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- エ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- オ 債却資産の所有者がわからない場合、使用されている方
- カ 債却資産を共有されている方(各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、「代表者(外〇名)」という共有名義でご申告ください。申告書の記入については、16ページ<1住所3氏名>及び<5個人番号又は法人番号>並びに17ページ<22備考(添付書類等)>をご参照ください。
- キ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人(テナント)等の方

※**償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告をお願いします。また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。**

(2) リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされました。固定資産税(償却資産)においては従来どおりリース会社等の資産の貸主(所有者)が当該資産を申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際ににおける取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

(3) 申告書等の提出先

箱根町内に所在する償却資産について税務課にご提出ください。

また、複数の自治体に償却資産を所有されている方は、箱根町内に所在する償却資産についてのみを税務課にご提出ください(町内に本店・支店等複数の資産所在地がある場合も、申告書等は1通にまとめてください)。電子申告により申告データを送信していただく場合も同様です。

(4) 申告書等の提出期間

令和8年1月5日(月)から2月2日(月)

(5) 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

- ア 債却済資産(耐用年数が経過した資産)
- イ 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ウ 遊休又は未稼働の資産
- エ 改良費(資本的支出:新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います)
- オ 福利厚生の用に供するもの

- 力 使用可能な期間が 1 年未満又は取得価額が 20 万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
※力及びキについては、下記＜参考＞をご参照ください。

(6) 申告の対象とならない資産

- 次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。
- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの(例:小型フォークリフト等)
イ 無形固定資産(例:アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等)
ウ 繰延資産
エ 平成 10 年 4 月 1 日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
 ・耐用年数が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの(一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの)
 ・取得価額が 20 万円未満の償却資産を、税務会計上 3 年間で一括償却しているもの
オ 平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース(所有権移転外リース及び所有権移転リース)資産で取得価額が 20 万円未満のもの
※エ及びオについては、下記＜参考＞をご参照ください。

＜参考＞

少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第 341 条第 4 号及び地方税法施行令第 49 条の規定により、下記①～③に記入する資産については、固定資産税(償却資産)の申告対象から除かれます。

- ① 取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したもの
- ③ 地方税法施行令第 49 条ただし書による、法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産のうち、取得価額が 20 万円未満のもの
 ただし、下記④、⑤に記入する資産(③に該当するものを除く。)は、固定資産税(償却資産)の申告対象となりますのでご注意ください。
- ④ 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ⑤ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

取得価額 償却方法	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
① 一時損金算入(*1)	申告対象外			
② 3年一括償却(*2)	申告対象外			
③ リース資産 (ファイナンス・リース)	申告対象外		申告対象	
④ 中小企業特例(*3)		申告対象		
⑤ 個別減価償却(*4)		申告対象		

(*1) 法人税法施行令第 133 条又は所得税法施行令第 138 条

(*2) 法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項又は所得税法施行令第 139 条第 1 項

(*3) 中小企業特例を適用できるのは、平成 18 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに取得した資産です

(租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5)。

(*4) 個人の方については、平成 10 年 4 月 1 日以後開始の事業年度に取得した 10 万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

4 申告の方法について

(1) 書類(紙)による提出

窓口又は郵送で書類を提出する方法です。郵送で提出する申告書の控えの返送をご希望の場合は、控用の申告書の他、返信先を明記し切手を貼付した封筒を同封してください。

<申告方式>

ア 一般方式

評価額等の算出を箱根町で行う方式です。前年中に増加又は減少した資産を申告してください。

イ 電算処理方式

評価額等の算出を事業者側で行う方式です。賦課期日(1月1日)現在所有している全ての資産について申告してください。

※いずれも、前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。

(2) 電子申告による提出

eLTAX(地方税ポータルシステム)により、申告データを送信していただく方法です。

送信された申告データはポータルセンターを通じて箱根町に配信されます。

※電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得したうえでeLTAXのホームページから利用の届出を行う必要があります。

(3) 提出書類(提出データ)

	申告していただく方	申告していただく資産		提出書類・様式	
		令和8年1月1日 現在において所 有されている全て の償却資産	令和7年1月2日 から令和8年1月 1日までの間に増 加又は減少した 償却資産	償却資產 申告書	種類別明細書
一般 方 式	初めて申告される方	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	増加又は減少した資産のある方		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	増加又は減少した資産のない方			<input type="radio"/> *1	
	廃業又は資産所在地を町外に移 転された方		<input type="radio"/>	<input type="radio"/> *3	<input type="radio"/>
	償却資産を所有されていない方			<input type="radio"/> *2	
電 算 処 理 方 式	初めて申告される方	<input type="radio"/> *4		<input type="radio"/>	<input type="radio"/> *5
	前年以前に電算処理方式に より申告された方				
	廃業又は資産所在地を 町外に移転された方			<input type="radio"/> *3	
共通	償却資産を所有されていない方			<input type="radio"/> *2	
	税理士を介して申告される方			税務代理権限証書	

*1 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の19に□を入れてください。

*2 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の20に□を入れてください。

*3 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の21に□を入れてください。

*4 電算処理方式で申告していただく場合は、評価額等を算出してください。

*5 種類別明細書には、資産ごとに評価額、課税標準額等を記入してください。

※箱根町の申告書以外を使用する場合は、A4サイズに印刷のうえ、箱根町から送付した申告書を添付してご提出ください。

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」は、箱根町ホームページから印刷・ダウンロードできます。→
箱根町 申請書ダウンロード 検索
書類の送付が必要な場合は、税務課資産税係までご連絡ください。



申告書の提出はeLTAXによる電子申告をご利用ください！

- ・インターネットを利用して、自宅やオフィスなどから申告等の手続きを行なうことができます。
- ・利用届出(新規)を提出後、直ちに電子申告を利用することができます。

eLTAXのご利用開始・利用方法は、eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください。



○eLTAX ヘルプデスク 0570-081459

○eLTAX ホームページアドレス <https://www.eltax.lta.go.jp/>

※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください。

5 個人番号・法人番号の記入について

(1) 申告書への記入方法

16 ページをご参照の上、ご記入ください。なお、個人番号・法人番号の記入がない場合でも、申告書は有効なものとして受理します。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記入はないものとして受理しますので、予めご了承ください。

(2) 本人確認資料について

個人番号を記入した申告書をご提出いただく場合、番号法に定める本人確認を実施します。ご提出の際は、以下の本人確認資料をご用意ください。郵送にてご提出される場合は、資料の写し(コピー)を申告書に添付していただくようお願いします。なお、法人番号を記入した申告書をご提出いただく場合、電子申告にて申告データをご提出いただく場合は本人確認資料の添付は不要です。

<本人が申告書を提出する場合(例)>

番号確認資料	+	身元確認資料
「個人号カード(裏面)」又は「通知カード」又は 「住民票(個人番号が記入されたもの)」	+	「個人番号カード(表面)」又は「運転免許証」又 は「箱根町から送付された印字済の申告書」

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

<代理人が申告書を提出する場合(例)>

本人の番号確認資料	+	代理人の身元確認資料	+	代理権確認資料
「本人の個人番号カード(裏面)」 又は「本人の通知カード」又は「本 人の住民票(個人番号記入有)」	+	「代理人の個人番号カード(表 面)」又は「代理人の運転免許 証」又は「代理人の税理士証票」	+	「税務代理権限証書 (税理士)」又は「委任状」

※代理権確認資料については、写し(コピー)ではなく原本の添付をお願いします。

6 税額等の算出方法について

<評価額の算出方法>

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。

<減価残存率表>

『固定資産評価基準』* 別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	耐用年数に対応する減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		
		前年中に取得のもの A (1-r/2)	前年前に取得のもの B (1-r)		前年中に取得のもの A (1-r/2)	前年前に取得のもの B (1-r)		前年中に取得のもの A (1-r/2)	前年前に取得のもの B (1-r)	
2	0.684	0.658	0.316	21	0.104	0.948	40	0.056	0.972	0.944
3	0.536	0.732	0.464	22	0.099	0.950	41	0.055	0.972	0.945
4	0.438	0.781	0.562	23	0.095	0.952	42	0.053	0.973	0.947
5	0.369	0.815	0.631	24	0.092	0.954	43	0.052	0.974	0.948
6	0.319	0.840	0.681	25	0.088	0.956	44	0.051	0.974	0.949
7	0.280	0.860	0.720	26	0.085	0.957	45	0.050	0.975	0.950
8	0.250	0.875	0.750	27	0.082	0.959	46	0.049	0.975	0.951
9	0.226	0.887	0.774	28	0.079	0.960	47	0.048	0.976	0.952
10	0.206	0.897	0.794	29	0.076	0.962	48	0.047	0.976	0.953
11	0.189	0.905	0.811	30	0.074	0.963	49	0.046	0.977	0.954
12	0.175	0.912	0.825	31	0.072	0.964	50	0.045	0.977	0.955
13	0.162	0.919	0.838	32	0.069	0.965	51	0.044	0.978	0.956
14	0.152	0.924	0.848	33	0.067	0.966	52	0.043	0.978	0.957
15	0.142	0.929	0.858	34	0.066	0.967	53	0.043	0.978	0.957
16	0.134	0.933	0.866	35	0.064	0.968	54	0.042	0.979	0.958
17	0.127	0.936	0.873	36	0.062	0.969	55	0.041	0.979	0.959
18	0.120	0.940	0.880	37	0.060	0.970	56	0.040	0.980	0.960
19	0.114	0.943	0.886	38	0.059	0.970	57	0.040	0.980	0.960
20	0.109	0.945	0.891	39	0.057	0.971	58	0.039	0.980	0.961

※『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

r: 耐用年数に応ずる減価率

A: 半年分の減価残存率で本ページ<減価残存率表>のA欄の率です。

B: 1年分の減価残存率で本ページ<減価残存率表>のB欄の率です。

・1月1日取得の資産については、その前の年の12月を取得年月とします。

・初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

<課税標準額の算出方法>

各資産の評価額を資産の所在地ごとに合算した額(決定価格)が課税標準額(1,000円未満切り捨て)となります。

課税標準の特例(13ページ)の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

<税額の算出方法>

課税標準額に基づき、税額を算出します。

課税標準額(1,000円未満切り捨て) × 税率(100分の1.58*)税額(100円未満切り捨て)

※課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

<計算例(概算)>

計算例は以下のとおりです。

なお、一般方式で申告される場合には、実際の評価計算については、箱根町の電算システムで行いますので算出する必要はありません。

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率(r)	令和8年度 評価額	合計
舗装路面 (コンクリート敷)	令和7年 9月	2,700,000円	15年	0.142	$2,700,000\text{円} \times (1 - 0.142 \times 1/2)$ (取得価額) = 2,508,300円 (令和8年度評価額)	
ルーム エアコン	令和6年 11月	500,000円	6年	0.319	$500,000\text{円} \times (1 - 0.319 \times 1/2)$ (取得価額) = 420,000円 (令和7年度評価額) $420,000\text{円} \times (1 - 0.319)$ (前年度評価額) = 286,020円 (令和8年度評価額)	
看板 (ネオンサイン)	令和6年 2月	1,600,000円	3年	0.536	$1,600,000\text{円} \times (1 - 0.536 \times 1/2)$ (取得価額) = 1,171,200円 (令和7年度評価額) $1,171,200\text{円} \times (1 - 0.536)$ (前年度評価額) = 543,436円 (令和8年度評価額)	3,337,756円 令和8年度 評価額



評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額(課税標準の特例の適用を受ける資産がない場合)



1,000円未満を切り捨て、税率(100分の1.58)*をかけます。 $3,337,000\text{円} \times 0.0158 = 52,725\text{円}$



100円未満を切り捨てます。 52,725円 → 52,700円 (税額)

*箱根町では固定資産税の税率を当分の間、1.58%としています。

耐用年数省令の改正に係る申告の取扱い

平成20年度税制改正における「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(耐用年数省令)の一部改正により、耐用年数が大幅に変更されました。

固定資産税(償却資産)においては、平成21年度から、改正後の耐用年数に基づき申告していただくことになります。評価額については資産の取得当初から耐用年数を修正する場合と異なり、平成21年度から改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用し、計算を行うこととなりますのでご注意ください。

具体的な償却資産の耐用年数につきましては、国税庁のホームページ(耐用年数表)を参考にしてください。掲載のない資産については、最寄りの税務署にご相談ください。

7 非課税・課税標準の特例・減免等

(1) 非課税となる償却資産

地方税法第348条(第2、4、5、6、8、9項)、同法附則第14条(第1～2項)に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税非課税申告書」^{(*)1}をご請求のうえ必要事項を記入し、非課税内容に係る資料とともにご提出ください。

(2) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3(第1～33項)、同法第349条の3の4、同法附則第15条(第1～43項)、同法附則第15条の2(第1、2項)、同法附則第15条の3、同法附則第56条(第12、15項)、同法附則第64条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税の課税標準の特例に係る届出書」^{(*)2}をご請求のうえ必要事項を記入し、特例内容に係る資料とともにご提出ください。

(3) 固定資産税の減免が適用される償却資産

地方税法第367条の規定に基づき、箱根町町税条例第24条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有されている方の申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部が免除されます(申請時期により、免除される税額が変わる場合があります。)。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税減免申請書」^{(*)3}をご請求のうえ必要事項を記入し、減免内容に係る資料とともにご提出ください。

(4) 耐用年数の短縮等を適用した償却資産

令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に、法人税法又は所得税法の規定による耐用年数の短縮、増加償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、「耐用年数の短縮、増加償却、陳腐化資産の一時償却、耐用年数の確認を適用した償却資産にかかる届書」^{(*)4}をご請求のうえ必要事項を記入し、承認通知書もしくは届出書の写しとともにご提出ください。これらの償却資産については、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上の取扱いに準じて評価額等が算出されます。

なお、圧縮記帳や租税特別措置法等に規定する特別償却・割増償却等は、固定資産税では認められておりませんのでご留意ください。

※電子申告により申告データを送信される場合も、(*)1から(*)4までの様式及び添付書類は、郵送又は窓口での提出が必要となります。

(*)1から(*)4までの各様式は、箱根町ホームページから印刷・ダウンロードできます。

→[箱根町 申請書ダウンロード](#)

書類の送付が必要な場合は、税務課資産税係までご連絡ください。



(5)「わがまち特例」による固定資産税の特例措置について

平成 24 年度税制改正により、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み「地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)」が導入されました。

固定資産税の特例(減額)措置について、箱根町町税条例により次のとおり定めています。

<適用対象となる資産等一覧(一部抜粋)>

	特例の対象となる施設	特例率	必要書類	取得時期	適用期間
1	家庭的保育事業	1/2	・児童福祉法第 59 条の 2 第 2 項の規定に基づき県知事に提出した届出書の写し ・子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けたことを証する書類の写し	—	期限なし
2	居宅訪問型保育事業	1/2	・児童福祉法第 59 条の 2 第 3 項の規定に基づき県知事に提出した届出書の写し ・子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けたことを証する書類の写し	—	期限なし
3	事業所内保育事業	1/2	・児童福祉法第 59 条の 2 第 4 項の規定に基づき県知事に提出した届出書の写し ・子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けたことを証する書類の写し	—	期限なし
4	汚水又は廃液処理施設	1/2	・特定施設届出書の写し ・仕様書等	R6.4.1～R8.3.31	期限なし
5	下水道除害施設	4/5	・除害施設計画承認申請書の写し ・検査済証の写し ・下水道除害施設の設備であることが分かる書類	R6.4.1～R8.3.31	期限なし
6	再生可能エネルギー発電設備 ・太陽光 1,000kw 未満 ・風力 20kw 以上 ・地熱 1,000kw 未満 ・バイオマス 10,000kw 以上 20,000kw 未満	1/2	・太陽光 再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けたことが確認できる書類 ・太陽光以外 経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し	R6.4.1～R8.3.31	3年間
7	再生可能エネルギー発電設備 ・太陽光 1,000kw 以上 ・風力 20kw 未満 ・水力 5,000kw 以上	7/12	・太陽光 再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けたことが確認できる書類 ・太陽光以外 経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し	R6.4.1～R8.3.31	3年間
8	再生可能エネルギー発電設備 ・水力 5,000kw 未満 ・地熱 1,000kw 以上 ・バイオマス 10,000kw 未満	1/3	・経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し	R6.4.1～R8.3.31	3年間
9	再生可能エネルギー発電設備 ・バイオマス 10,000kw 以上 20,000kw 未満(木竹由来のもの又は農産物の収穫に伴って生ずるものに限る)	11/14	・経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し	R6.4.1～R8.3.31	3年間

8 国税の取り扱いとの主な違い

国税(法人税・所得税)の取扱いと地方税(固定資産税(償却資産))の取扱いとの主な違いは下表のとおりです。

項目	国税の取扱い (法人税・所得税)	地方税の取扱い (固定資産税(償却資産)の評価額)
償却計算の基準日	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法) 【平成19年4月1日～平成28年3月31日取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法) 【平成28年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物及び構築物・建物附属設備については定額法)	原則として、「固定資産評価基準」*に定める減価率によります。 (11ページ<減価残存率表>をご参照ください。)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	認められます。	認められません。
特別償却・割増償却 即時償却 (租税特別措置法)	認められます。	認められません。
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5
中小企業者等の 少額資産の 損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められます。	金額にかかわらず、認められません。

*「固定資産評価基準」とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

9 一般方式による申告書等の記入方法

次ページからの注意事項を参考に、申告書へのご記入をお願いいたします。

なお、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和2年法律第40号)」が令和3年9月1日に施行されたことにより、固定資産税に関する事務が各地方公共団体において共通し、かつ統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理する事務とされたことから、システムを標準化し様式も統一化されることになりました。そのため、令和8年1月から申告書の様式が新様式に変更されました。経過措置として、従来の様式についても、令和13年3月31日まで使用できます。

種類別明細書が不足した場合は、箱根町ホームページから印刷・ダウンロードできます。

→箱根町 申請書ダウンロード 検索



(1) 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の記入方法

※様式が新しくなりました※

- ◎ 前年中に申告された方は、令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得した資産(同期間中に移動又は除却した資産は除く)を記入してください。また、令和7年1月1日以前に取得した資産で申告する必要のある資産がありましたら記入してください。

◎ 箱根町税務課に初めて申告される方は、令和8年1月1日現在所有している全ての資産を記入してください。

受付印	令和8年1月25日		令和8年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)													
箱根町長 殿		申告書等送付番号														
所 有 者	フリガナ	トウキヨウトシブヤクエビス ミヤギノビル						5	個人番号又は法人番号	1234567890X23			10	短縮耐用年数の承認	□有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	住所 納税通知書送付先	〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-2X-X 宮城野ビル5F						6	事業種目	宿泊業			11	増加償却の届出	□有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	電話番号	03-8575-XXXX						7	資本金又は出資金の額	100百万円			12	非課税該当資産	□有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	フリガナ							8	事業開始年月	昭和38年5月			13	課税標準の特例	□有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	公簿上の住所 又は所在地							9	この申告に応答する者の係及び氏名 電話番号	経理部 箱根 町子 03-5385-XXXX			14	特別償却又は圧縮記帳	□有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	フリガナ							10	税理士等の氏名	仙石原 正			15	税務会計上の償却方法	□定率法 <input checked="" type="checkbox"/> □定額法 <input type="checkbox"/>	
	氏名 法人にあつてはその名称及び代表者の氏名	(株)役場観光 代表取締役社長 箱根 太郎						11	電話番号	03-3384-XXXX			16	青色申告	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	屋号	ホテル やくば本館						12					13			
	4	公簿上の生年月日 又は設立年月日	年 月 日						14					15		
	資産の種類		取 得 価 額						16					16		
		前年前に取得したもの (イ)		前年中に減少したもの (ロ)		前年中に取得したもの (ハ)		計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)				17	市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① 箱根町湯本256番地の499 □自己所有家屋 <input checked="" type="checkbox"/> 借家		
1	構築物	十億 9,600,000	百万 千 円	十億 3,000,000	百万 千 円	十億 5,250,000	百万 千 円	十億 11,850,000	百万 千 円	十億 18,000,000	百万 千 円	②		□自己所有家屋 <input checked="" type="checkbox"/> 借家		
2	機械及び装置													③		□自己所有家屋 <input checked="" type="checkbox"/> 借家
3	船舶															
4	航空機															
5	車両及び運搬工具															
6	工具、器具及び備品	5,750,000						1,200,000								
7	合 計	33,350,000						4,200,000								
資産の種類		※評価額(ホ)		※決定価格(ハ)		※課税標準額(ト)		数 量				18	借用資産	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
1	構築物	十億 9,600,000	百万 千 円	十億 3,000,000	百万 千 円	十億 5,250,000	百万 千 円	十億 11,850,000	百万 千 円	十億 18,000,000	百万 千 円	19	貸主の名称等	温泉リース(株) 箱根町仙石原XXX		
2	機械及び装置													20	□ 資産に増減なし	
3	船舶													21	<input checked="" type="checkbox"/> 転出・廃業・解散・その他() (令和6年10月1日)	
4	航空機													22	備考(添付書類等)	
5	車両及び運搬工具															
6	工具、器具及び備品															
7	合 計															

〈1 住所〉

納稅通知書の送付先住所を記入してください。方書きがある場合は方書き部分にふりがなをふってください。

〈2 公簿上の住所又は所在地〉

法人の場合は登記上の住所、個人の場合は住民登録地の住所を記入してください。方書きがある場合は方書き部分にふりがなをふってください。

〈3 氏名〉

共有で所有されている方は「代表者外〇名」という共有名義で記入してください。あわせて、「22 備考」欄に共有者全員の住所及び氏名を記入してください。

〈4 公簿上の生年月日又は設立年月日〉

法人の場合は、登記簿に記録されている法人が法的に成立した日付を記入してください。

〈5 個人番号又は法人番号〉

個人の場合は 12 桁の個人番号を、法人の場合は 13 桁の法人番号を右詰めで記入してください。償却資産を共有されている方は記入不要です。

〈6 事業種目〉

事業の内容を具体的に記入してください(例:宿泊業)。事業種目が複数ある場合には、主たる事業種目を記入してください。法人の場合、資本金又は出資金の金額も記入してください。

〈7 事業開始年月〉

個人の場合は事業を開始した年月を、法人の場合は設

立年月を記入してください。

〈8 この申告に応答する者の係及び氏名、電話番号〉

申告書の内容について問い合わせ先となる経理担当等の部署、氏名、電話番号を記入してください。

なお、〈9 税理士等の氏名〉が問い合わせ先となる場合は、9と同じ氏名を記入してください。

〈9 税理士等の氏名〉

税理士等が関与している場合は、その所属組織、氏名、電話番号を記入してください。

※提出書類

税理士又は税理士法人が、税務代理をする場合には、その権限を有することを証する書面として税務代理権限証書をご提出ください。

〈10~16 短縮耐用年数の承認等〉

各項目について、該当する方にチェックを入れてください。

〈17 箱根町内における事業所等資産の所在地〉

箱根町内にある全ての資産所在地を記入してください。事業所用家屋の所有区分について、該当する方を〇で囲んでください。

記入しきれない場合は、〈22 備考(添付書類等)〉欄又は別紙(任意様式)に記入してください。

〈18 借用資産〉

借用資産(リース資産、レンタル資産)の有無について、該当する方を〇で囲んでください。借用資産がある場合は、貸主の名称、住所等を記入してください。

〈19 資産に増減なし〉

前年中に資産の増減がなかった場合はチェックを入れてください。

〈20 該当資産なし〉

償却資産の所有がない場合はチェックを入れてください。

〈21 転出・廃業・解散・その他〉

該当する場合はチェックを入れてください。

〈22 備考(添付書類等)〉

該当項目に□のうえ、次のア～キのような事項を記入してください。記入しきれない場合は、別紙(任意様式)に記入してください。

ア 住所、氏名等に異動があった場合は、異動事由(商号変更等)、異動年月日、旧住所、旧氏名等参考になる事項

イ 合併があった場合は、合併日、合併法人名、被合併法人名等

ウ 非課税資産、課税標準の特例適用資産、減免該当資産又は耐用年数の短縮等を適用した資産を所有されている場合は、その届出書等、添付書類の名称

エ 納税管理人を定めている場合は、その方の住所、氏名

オ 共有で所有している場合は、所有者全員の住所、氏名(個人番号又は法人番号の記入は不要です。)

例: 役場花子外1名の場合

役場太郎(箱根町湯本 256)

カ その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項

(2) 種類別明細書(全資産用・プレ申告用)の記入方法 ※様式が新しくなりました※

◎ 前年中に申告された方は、令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得した資産（同期間中に移動又は除却した資産は除く）を記入してください。

また、令和7年1月1日以前に取得した資産で申告する必要のある資産がありましたら記入してください。

◎ 箱根町税務課に初めて申告される方は、令和8年1月1日現在所有している全ての資産を記入してください。

〈A __枚のうち__枚目〉

種類別明細書(全資産用・プレ申告用)のページ数を記入してください。

〈B 異動区分〉

「1増加、2減少、3訂正」のいずれかの数字をご記入ください。

〈C 資産の種類〉

「1構築物、2機械及び装置、3船舶、4航空機、5車両及び運搬具、6工具、器具及び備品」のいずれかの数字をご記入ください。

〈D 資産の名称等〉

20文字以内で記入してください。

JIS 基本漢字等以外の文字を使用されていた場合には、類似の文字に置き換えて登録します。(例: II→2)

〈E 取得年月〉

年号は、「3昭和 4平成 5令和」のいずれかの数字をご記入ください。

年月は資産を取得した年月を記入してください。

〈F 元日取得〉

元日(1月1日)に取得した場合には1をご記入ください。

〈G 取得価額〉

資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額(付帯費用を含みます)を記入してください。併せて、以下の点にご留意ください。

ア 圧縮記帳は、固定資産税の評価上、認められていますので、圧縮額を含めた取得価額を記入してください。

イ 事業用と非事業用の両方で使用する資産は、その資産の取得価額全額を記入してください(事業専有割合による取得価額の按分は固定資産税の評価上、認められていません)。

ウ 店舗設備等を居抜きで購入した場合や資産を無償で譲り受けた場合で、取得価額が不明なものについては、取得価額を見積もって記入してください。

〈H 耐用年数〉

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(耐用年数省令)の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記入してください。

なお、中古資産について、見積耐用年数を適用している場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその耐用年数を記入してください。

〈I 増減事由〉

「1新品取得、2中古品取得、3売却、4滅失、5移動、6その他」のいずれかの数字をご記入ください。

※令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増減があった資産のみをご記入ください。

〈J 摘要〉

当該資産にかかる特記事項としてア～クのような事項を記入してください。

ア 資産の申告もれがあった場合は、その旨の表示

(例:申告漏れ)

イ 課税標準の特例の適用がある資産については、その旨の表示と適用条項 (例:特349の3①)

ウ 他の市(区)町村からの移動等により受け入れた資産については、移動の年月

(例:R7.6 小田原市から受入れ)

エ 耐用年数の短縮を適用している資産については、その旨の表示 (例:短縮)

オ 中古資産の見積耐用年数を適用している資産については、その旨の表示 (例:中古)

カ 増加償却を行っている資産については、その旨の表示 (例:増加償却)

キ 耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する場合は、その旨の表示 (例:H20改正前10年)

ク その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

(3)種類別明細書(増減資産用)の記入方法 **※様式が新しくなりました※**

- ◎ 令和7年1月2日から令和8年1月1日までに異動(増加又は減少)した資産について記入してください。
- ◎ この種類別明細書(増減資産用)は、内容に変更があったページのみ提出してください。

所有者名				a 1枚のうち	令和8年度 種類別明細書(増減資産用)												帳票識別コード 申告区分 処理方式 申告書等送付番号	
(株)役場観光					1枚目	e			f			g			h			
b 行番号	c 異動区分	d 資産の種類	e 物件番号	f 資産の名称等	g 数 量	h 取得年月			i 元日取得 年号	j 取得価額			k 耐用年数	l 申告年度	m 増減事由	n 摘要	o 要	
						年	月		十億	百万	千	円						
01	1	1		駐車場改修工事	1	5	7	6		3	650	0,000	10		1 新品取得			
02	1	1		庭園植栽	1	5	6	12		1	600	0,000	20		6 その他	申告漏れ		
03	1	6		ノートパソコン	1	5	7	3			100	0,000	4		2 中古品取得			
04	1	6		ルームエアコン	2	5	8	1	1		150	0,000	5		1 新品取得			
05	2	1		コンクリート舗装	1	3	63	7		3	000	0,000			4 減失			
06	2	6		冷蔵庫	1	4	20	10			300	0,000			5 移動			
07	2	6		客室テレビ	3	4	23	9			900	0,000			3 売却			
08	3	1		ろ過機	1	4	25	3							6 その他			
09				女子露天風呂温泉循環ろ過機											名称を修正			
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
					i	小計												

第二十六号様式別表二（提出用）（用紙日本産業規格△4・赤色）（第十四条関係）

〈a __枚のうち__枚目〉

種類別明細書(全資産用・プレ申告用)のページ数を記入してください。

〈b 異動区分〉

「1増加、2減少、3訂正」のいずれかの数字をご記入ください。

〈c 資産の種類〉

「1構築物、2機械及び装置、3船舶、4航空機、5車両及び運搬具、6工具、器具及び備品」のいずれかの数字をご記入ください。

〈d 資産の名称等〉

名称を修正する際は、20文字以内で記入してください。
(印字は、JIS 基本漢字等以外の文字を、類似の文字に置き換えて表示しています。)

〈e 取得年月〉

年号は、「3昭和 4平成 5令和」のいずれかの数字をご記入ください。

年月は資産を取得した年月を記入してください。

〈f 元日取得〉

元日(1月1日)に取得した場合には1をご記入ください。

〈g 取得価額〉

「異動区分」が2減少の場合、「取得価額」の欄に減少後の「取得価額」((例)全部減少の場合は「0」が入ります)を、「摘要」の欄に減少前の「取得価額」をご記入ください。

〈h 増減事由〉

「1新品取得、2中古品取得、3売却、4滅失、5移動、6その他」のいずれかの数字をご記入ください。

〈i 小計〉

ページごとの減少した取得価格の小計を記入してください。

〈j 摘要〉

当該資産にかかる特記事項としてア～クのような事項を記入してください。

ア 資産の申告もれがあった場合は、その旨の表示

(例: 申告漏れ)

イ 課税標準の特例の適用がある資産については、その旨の表示と適用条項 (例: 特 349 の 3 ①)

ウ 他の市(区)町村からの移動等により受け入れた資産については、移動の年月

(例: R7.6 小田原市から受入れ)

エ 耐用年数の短縮を適用している資産については、その旨の表示 (例: 短縮)

オ 中古資産の見積耐用年数を適用している資産については、その旨の表示 (例: 中古)

カ 増加償却を行っている資産については、その旨の表示

(例: 増加償却)

キ 耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する場合は、その旨の表示 (例: H20 改正前 10 年)

ク その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

10 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第 386 条により、過料を科されることがあるほか、地方税法第 368 条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、罰金を科されることがあります。

11 所得税又は法人税に関する書類についての閲覧

箱根町では、地方税法 354 条の 2 の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、箱根町への償却資産の申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので、ご協力をお願いします。なお、調査結果により賦課決定を行う場合もありますので、ご了承ください。

12 申告内容の確認調査について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第 353 条及び第 408 条に基づいて電話でのお問い合わせや資料提供のご依頼、実地調査を行っておりますので、その際はご協力をお願いします。

なお、調査により資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがありますので、ご了承ください。

13 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで(地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により、5 年度分。なお、地方税法第 17 条の 5 第 6 項の規定により、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は 7 年度分。)遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は 1 回になる場合がありますのでご留意ください。

※提出前に確認をお願いします※

- 「1住所」欄に納税通知書の送付先が記入されていますか？
- 申告書に連絡先の記入はされていますか？
- 「17 箱根町内における事業所等資産の所在地」欄は記入されていますか？
- (電算処理方式の場合)全資産の種類別明細書は添付されていますか？
- (控えのご返送をご希望の場合)切手を貼った返信用封筒を同封されていますか？
- 申告書の提出先は資産が所在する自治体です。箱根町への申告書には、箱根町に所在する資産が記されていますか？
- 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合、税務代理権限証書が同封されていますか？

納税には、安心・簡単・便利な口座振替をご利用ください！

【指定金融機関】

さがみ信用金庫・スルガ銀行・横浜銀行・かながわ西湘農業協同組合・静岡銀行・三井住友銀行
みずほ銀行・りそな銀行・ゆうちょ銀行及び郵便局

※口座振替依頼書は、税務課・箱根町内の金融機関・ゆうちょ銀行及び郵便局で入手できます。

※町外の金融機関・ゆうちょ銀行及び郵便局をご利用の方はご連絡ください。

※ゆうちょ銀行口座での申し込みについては、郵便局の窓口に備え付けの「自動払込利用申込書」でも可能です。なお、手続きの際には次の払込先口座番号・払込先加入者をご記入ください。

払込先口座番号 00250-8-960019 払込先加入者名 箱根町会計管理者

お問い合わせ先 箱根町税務課 収納係 0460-85-7750

提出・お問い合わせ先

箱根町税務課 資産税係

〒250-0398 箱根町湯本 256 番地

TEL:0460-85-7750 FAX:0460-85-7476

E-mail: web_zeimu@town.hakone.kanagawa.jp

開庁時間 8:30～17:15（土日祝日、年末年始を除く）

※償却資産申告書ご提出先（切り取って「宛名」としてご利用ください。）

〒250-0398

神奈川県足柄下郡
箱根町湯本256番地

箱根町税務課資産税係 行

令和7年12月発行

編集・発行

箱根町総務部税務課資産税係

